

投票日

2月 8日(日)

# 衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票時間:午前7時~午後7時

栃木第26投票所(出流町公民館)は、午後6時まで  
西方第5投票所(真上集落センター)は、午後4時まで



栃木の街とちぎめいはいいくん  
くらっぴー

## 投票できる人

年齢 平成20年2月9日までに出生した人

住所 令和7年10月26日栃木市に住民登録し、引き続き3ヶ月以上住民登録している人が対象となります。

※ 令和7年10月27日以降に転入された人は、前住所地の市町村で投票することになります。

## 期日前投票

期日前投票所	受付日時
きららの杜とちぎ蔵の街楽習館 (市民交流センター)	午前8時30分~午後8時
大平総合支所	
藤岡総合支所	
都賀総合支所	
西方総合支所	
岩舟総合支所	
イオン栃木店 (宝くじ売り場・北側駐車場内)	1月31日(土)~2月7日(土)
大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館	2月2日(月)~2月6日(金)(平日のみ)
最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は2月1日(日)からになります。	

※最終日は最も混雑する傾向にあります。できるだけ混雑を避けてご利用ください。

※投票所入場券が届いている場合には、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめご記入のうえ、お越しください。

## 投票のしかた

最初に  
小選挙区選出(水色)を渡します。  
候補者の氏名を1名書いて投票  
してください。



次に  
比例代表選出議員選挙(桃色)と最高裁判所裁判官  
国民審査(うぐいす色)の投票用紙と一緒に渡します。  
比例代表選出議員選挙の投票用紙には政党名を、  
国民審査の投票用紙には、やめさせたい裁判官がい  
れば×を書き、やめさせたくないときにはなにも書か  
ないで、それぞれの投票箱に投票してください。

## 開票

場所: マルワ・アリーナとちぎ(栃木市総合運動公園 総合体育館)

栃木市川原田町760番地

時間: 午後8時10分から

栃木市HP



## 投票所入場券は

各世帯あてに郵送します。1枚に2名分が記載されたハガキになつていまので、開いてご確認ください。もし、紛失した場合や届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登載されれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 選挙公報は

市内一斉に新聞（朝刊）に折り込んで配布します。市役所・各総合支所・各公民館など、市の施設にも備えていますので、ご利用ください。また、市のホームページからもご覧いただけます。

## 代理投票・点字投票

障がいや病気、けがなどで、自分で投票用紙に書くことがむづかしい場合は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は、固く守られますので、安心してお申し出ください。

また、目の不自由な人は、点字投票をすることもできます。

## 候補者のポスターに手をふれないように

市内各所の公営ポスター掲示板に貼られたポスターをいたずらして破つたり、汚したりすると処罰されます。また、破れたポスターや、こわれた掲示板を見つけたときには、市選挙管理委員会までお知らせください。

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るために、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

## インターネット等による選挙運動

## 投票支援カード

投票所で、代理投票などのお手伝い（支援）が必要な人は、「投票支援カード」を投票所の係員に渡すことで、スマートフォンの用紙をダウンロードし、あらかじめ記入のうえ、投票所へお持ちください。また、投票所にも用紙を備えていますので、その場でのご記入も可能です。

## 病院などの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した不在者投票ができる施設（病院や老人ホームなど）に入院・入所している人で、投票日に投票に行けない人は、その施設内での不在者投票ができます。詳しくは各施設または、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳等をお持ちの人のうち、一定の障がいがある人、または、介護保険被保険者（要介護5）の人は、自宅で投票することができます。

また、前記の対象者は、上肢・視覚の障がい程度が1級の人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する者）を代理人にすることはできます。代理人は本人に代わり投票に関する記載をすることができます。

今回はじめて郵便等投票をする場合には、あらかじめ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請が必要になります。

手帳の等級などによつては、郵便等投票ができないこともありますので、お早めに市選挙管理委員会にご相談ください。

郵便等投票の請求は、投票日の4日前の2月4日（水）まで。

## 電子申請できるようになりました！

### 滞在先における不在者投票 ※請求はお早めに

栃木市の選挙人名簿に登録されている人が、選挙期日に栃木市以外に滞在されている場合、栃木市に投票用紙等を請求していただき、滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票することができます。（マイナンバー認証が必要です。）



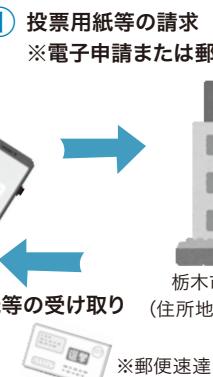
#### ① 投票用紙等の請求 ※電子申請または郵便

申請フォーム



または

#### ② 投票用紙等の受け取り ※郵便速達



市役所  
（住所地：選挙人名簿登録地）

#### ③ 滞在先選挙管理委員会で投票



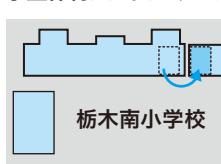
滞在先選挙管理委員会

## 投票所の位置が変わります

投票環境の改善のため、投票所の位置が変わります。

### ① 栃木第5投票所 (南小学校)

対象:沼和田町  
栃木南小学校昇降口から  
学童保育室に変わります。



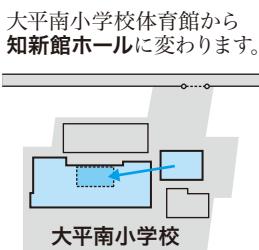
### ② 栃木第17投票所 (大宮南小学校)

対象:仲上町、藤田町、久保田町、  
宮田町、高谷町、樋ノ口町  
大宮南小学校昇降口から  
ふれあいルームに変わります。



### ③ 大平第9投票所 (大平南小学校)

対象:榎本荒町、榎本上下、榎本旭、  
西水代下、西水代上第1、西水代上第2、  
西水代上第3、西水代瓜畑（大平町西水代1400番地から  
1499番地までの区域を除く。）



### ④ 岩舟第5投票所 (岩舟小学校)

対象:茂呂本郷東、茂呂本郷西、  
茂呂新田、茂呂東坪、茂呂八郎  
士、御門、羽抜本郷、羽抜新田、  
羽抜社口、下津原新田上、下津原宿、  
下津原新田下、下津原法花、  
下津原中央一、下津原中央、下津原原、  
下津原手洗窪、下津原上

